

令和7年度第1回府中市いじめ問題対策委員会 議事録

- 日 時 令和7年7月16日（水）午後1時から3時まで
- 会 場 府中市役所おもや4階第一特別会議室
- 出席者 （委員）
有村委員、石川委員（オンライン参加）、掛川委員、坂倉委員
（事務局）
酒井教育長、山下教育部長、志村教育部副参事兼指導室長
佐藤教育指導担当主幹、鈴木統括指導主事、石渡指導室長補佐、
中尾指導主事、林指導主事、弘井指導主事、菱倉指導主事、伊藤指導係長
- 傍聴者 なし
- 議 事
- 1 委嘱状交付
 - 2 教育長あいさつ
 - 3 委員紹介
 - 4 府中市教育委員会いじめ問題対策委員会の概要
 - 5 正副委員長選出
 - 6 諮問
 - 7 議題
 - (1) 会議の公開について（傍聴希望への対応及び会議録の公開）
 - (2) 委員会の開催予定について
 - 8 報告
府中市立小・中学校におけるいじめの現状と取組状況について
 - 9 協議
児童・生徒が主体となって取り組むいじめ防止に向けた活動について
 - 10 その他

【配布資料】

- 資料1 府中市教育委員会いじめ問題対策委員会委員名簿
- 資料2 府中市いじめ防止基本方針
- 資料3 府中市いじめ防止対策推進条例
- 資料4 府中市教育委員会いじめ問題対策委員会規則
- 資料5 府中市教育委員会いじめ問題対策委員会の公開について（案）
- 資料6 これまでの議論及び今後の協議に関する概要
- 資料7 府中市立小・中学校におけるいじめの現状と取組状況
- 資料8 児童・生徒が主体となって取り組むいじめ防止に向けた活動
- 参考 市立小・中学校の児童生徒数一覧

【事務局】

それでは、定刻となりましたので、ただ今から「令和7年度第1回府中市教育委員会 いじめ問題対策委員会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいなか本日の会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、事務局からのお願いでございますが、議事録の作成をスムーズに行うために会議中は録音をさせていただいております。

また、記録用の写真を数枚撮影させていただきますので、あわせてご了承ください。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

皆様の机上に、皆様のお名前が入った委嘱状、席次表、次第、また資料1から資料8まで、参考資料を配付させていただいております。

オンライン参加の先生は、あらかじめ送付した資料をご確認ください。

資料の確認は以上でございます、これより次第に沿って進めさせていただきますが、本日は初回ということで、委員長が決定するまでの間、事務局で代わりに進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の会議は出席委員数が過半数に達していることから、有効に成立していますことをご報告いたします。

初めに、次第の「1 委嘱状交付」でございます。

委嘱状につきましては先ほどご案内いたしました通り、本来であれば教育長から委員の皆様へ直接お渡しするところでございますが、時間の関係もございますので机上に置かせていただきました。委嘱状の交付に代えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして次第の「2 教育長挨拶」に移らせていただきます。会議に当たりまして酒井教育長から皆様にご挨拶申し上げます。

【教育長】

皆様、改めましてこんにちは。

ただいまご紹介いただきました、府中市教育委員会教育長の酒井泰と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。会の冒頭に当たりまして、私から一言ご挨拶を申し上げたいと思います。この度は公私ともにご多用の中、府中市教育委員会のいじめ問題対策委員会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本市教育委員会では、府中市、学校保護者、地域住民、関係機関が一体となりまして、市立小・中学校の子どもたちを社会総がかりでいじめから守り、子どもたちが安全な環境で安心して学校生活を送ることを目指し、いじめ防止等のため取組の推進を図ってきているところでございます。

これまで各学校では、社会通年上のいじめだけではなく、学校が見過ごしがちな軽微

ないじめ、いわゆる法令上のいじめの積極的な認知や、学校いじめ対策委員会を核とした組織的な対応を推進するなど、早期発見、全件対応、早期解消に努めてまいったところでございます。

また、いじめ重大事態に至る前に、児童・生徒がためらわずにＳＯＳを発信できるよう、「いつでも話してもいい」「安心して聞いてもらえる」と子ども達を感じられる学校づくりに取り組んできたところでございます。

このような中で、本年６月に、東京都教育委員会のいじめ総合対策【第３次】が策定されました。発達段階に応じた小学校低学年・高学年、中・高校生向けのいじめに関するリーフレットが作成されるなど、今後はこれも活用し、いじめ防止対策の取組を推進していくことを予定しています。

さて、本委員会に対しまして、お手元にお配りをさせていただいております事項について諮問をさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、２年間の任期の中で、教育委員会及び学校の取組状況や課題等を踏まえ、学校のいじめ問題への対応力を向上させられるよう、協議をいただきたくお願いを申し上げます。

また、本委員会の所掌事項といたしまして、ただいま申しあげましたことに加えまして、法に基づく重大事態が発生した場合に調査をお願いすることとなります。原則として、重大事態が発生した場合には、まず学校において調査を行うこととなりますが、その後、市教育委員会の附属機関による調査が必要となった際には、本委員会にその役割を担っていただくこととなっております。こちらにつきましても、併せてよろしくお願い申し上げます。

市教育委員会としましては、引き続き、全ての子どもたちが安心して学校に通い、学ぶことができるよう、いじめの問題の解決に向けて、全力で取り組んで参りますので、皆様方のお力添えを賜りますよう、お願いを申しあげまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局】

続きまして、次第の「３ 委員紹介」ということで、資料１の委員名簿をご覧ください。恐れ入りますが、名簿順に各委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。

（委員自己紹介）

【事務局】

ありがとうございました。片倉委員は本日欠席でございますが、片倉委員にはこれまでも委員会で福祉の専門職として様々な視点からご意見をいただいております、引き続き委員を委嘱させていただいております。

なお、事務局の紹介につきましては、席次表に氏名等を記載しておりますのでそちらの資料等をご覧くださいと思います。

続きまして次第の「4 府中市教育委員会いじめ問題対策委員会の概要」についてご説明いたします。

まず、本市教育委員会におけるいじめ防止対策の取組でございますが、資料2としてお配りしております「府中市いじめ防止基本方針」を、令和5年1月に策定いたしました。また、いじめ問題に対しては、教育委員会や学校だけでなく、市民や関係団体等においても理解を深め、社会総がかりで取り組んでいくことを示すため、資料3として配付しております「府中市いじめ防止対策推進条例」を令和5年3月に制定いたしました。

本委員会は、いじめ防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会からの諮問に応じて審議、答申を行う機関として、同条例第9条に基づき設置しております。

本委員会は来年度末までを任期とし、本市のいじめの防止等の取組につきまして、取り入れるべき視点や具体的な取組の提案など、様々なご意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、次第の「5 正副委員長選出」に移らせていただきます。府中市教育委員会いじめ問題対策委員会規則第2条では、本委員会の委員長および副委員長は委員の互選により定めることとなっておりますが、委員の皆様からご意見はございますでしょうか。

【委員】

はい。先ほど委員の皆様からの自己紹介があり、各委員の皆様が様々なご経験を有しているということを理解できました。ただ、私も含めて初めて就任した方もいらっしゃいますので、事務局の方でお考えがあればご提案いただきたいと思います。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。本件に関して事務局としては、本市の教育委員を務められ、また東京都のいじめ問題対策委員の委員長なども歴任された有村委員に委員長を、また、日本公認心理士協会の理事でいらっしゃる、長年いじめや不登校などに関して、心理的側面から実践を重ねていらっしゃる石川委員に副委員長をお願いしたいと考えておりますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

【事務局】

それでは、ここで委員長・副委員長にご就任いただく両委員から、一言ご挨拶をいただきたいと思います。はじめに、有村委員長、お願いいたします。

(正副委員長あいさつ)

【事務局】

ありがとうございました。

それでは有村委員長は委員長席にお移りくださいますようお願い申し上げます。

続きまして、次第の「6 諮問」でございます。酒井教育長から有村委員長に諮問書の伝達をさせていただきます。委員の皆様にも諮問書の写しをお配りさせていただきます。

（諮問書伝達・写しの配付）

【事務局】

それでは、ここからは有村委員長に進行をお願いしたいと思います。

【委員長】

改めてよろしくお願いいたします。

傍聴者については「なし」ということでよかったですか。

他に事務局から進行にあたりお話することがありましたらよろしくお願いします。

【事務局】

まず議題といたしまして、「（１）会議の公開について」事務局から説明をさせていただきます。

本委員会の公開の案につきましては、資料５をご覧くださいと思います。１の会議の公開は、本委員会は原則公開とし、非公開とすべき審議事項がある際は、本委員会において非公開とするか決定します。また、非公開とする内容としては、いじめ防止対策推進法第２８条第１項にも規定する重大事態の調査、いわゆる２８条調査に関する事項を想定しています。

傍聴希望の対応として、（１）会議開催の告知、（２）傍聴人数の制限、（３）傍聴者名簿への記入および注意事項、（４）会議資料配布は、資料に記載のとおりです。

なお（３）の注意事項は、本資料の裏面に記載してございます。

３の会議記録の公開は、会議終了後、要点記録による会議録を作成し、各委員が内容を確認した後に、市政情報公開室、中央図書館および市ホームページで一般の閲覧に供することとします。

説明については以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。皆さんの方から今の説明についてご意見やご質問等ございますか。

ご意見ございませんでしたら、次に移らせていただきます。

(2) の会議の開催予定でございますけれども、これについて事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

本委員会の開催につきましては、いじめ防止対策に関する審議をいただきたく、年2回の開催を予定しております。加えて、重大事態に係る調査、いわゆる28条調査を行う必要が生じた場合には、都度、開催について調整させていただくことにご理解を賜りますようお願いいたします。説明は以上でございます。

【委員長】

年2回ということですが、これについては皆さんからはよろしいでしょうか。もしわかればですが、大体どれぐらいの時期を予定されていますでしょうか。

【事務局】

昨年度も1月に開催させていただきましたので、1月頃を予定しております。

【委員長】

それでは、次の8の報告事項でございますけれども、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

府中市立小・中学校におけるいじめの現状と取組状況についてご報告をさせていただきます。

令和5、6年度の2年間にわたり、いじめ問題対策委員会では、府中市立小・中学校のいじめの未然防止等のための対策の推進ということで、様々なご意見をいただきました。

資料6をご覧くださいと思います。

そちらには、令和7年度府中市教育委員会いじめ問題対策委員会、これまでの取組の成果と課題、そして今後2年間の取組内容、そしてこれからの第1回から第4回までの開催予定について記載をしております。そちらの資料も併せてご覧くださいと思います。

令和5、6年度における取組内容についてご説明をします。府中市小・中学校の取組として3点大きく実施をいたしました。小・中学校の取組といたしましては、まず府中市いじめ防止対策推進条例に基づく子どもたちへの指導ということで、この推進条例に基づいた指導の徹底を図るよう指導してまいりました。次に、保護者、地域と連携した対応について、そして3点目がタブレット端末を活用した学校生活アンケート等の実施

でございます。

心の健康観察の実施結果を生かした早期発見、早期対応の実施について、これは大変効果が大きかったと考えております。各学校では、年3回児童・生徒向けにアンケート調査を行うこととして、令和6年度は全ての府中市立小・中学校においてタブレット端末を活用したアンケート調査、心の健康観察を実施いたしました。この調査は、児童・生徒が今の気持ちや相談したいことの希望の有無についてタブレット端末を通して回答するものです。タブレット端末等を活用して、児童・生徒のSOSを発見し、積極的に対応する取組を推進し、日頃のいじめの早期発見、早期対応の取組に生かすことができました。

小・中学校の心の健康観察の実施状況についてですが、心の状態、心の天気が雨だった場合には、学級担任等が児童・生徒の様子に応じて声掛けを行うなどして、児童・生徒の状況を把握し、必要に応じてスクールカウンセラー等との相談に繋がったり、他の児童・生徒が関与している場合は指導を行ったりします。早期対応、児童・生徒と面談、スクールカウンセラーとの連携など、積極的な支援に繋げることができました。

令和5、6年度の、市立小・中学校の取組について、以上8点の取組を実施いたしました。特に、2の府中市教育委員会いじめ問題対策委員会で協議された内容を踏まえた取組の充実を図るため、リーフレット等資料を作成し周知するとともに、教職員に対しては、協議された内容を踏まえて課題改善に向けた取組の充実を図ることができるよう指導助言をいたしました。

いじめ問題対策委員会の成果についてご説明いたします。

これまで府中市教育委員会いじめ問題対策委員会において、府中市立小・中学校のいじめの未然防止等のための対策の推進についてご協議いただき、様々な意見やご提案を支援いただきました。いじめの認知については、正しい認知の推進や、積極的に児童・生徒の状況把握を行うためのタブレット端末の活用方法や工夫についてご意見いただき、積極的ないじめの認知に向けた取組を推進し、軽微ないじめも見逃せない意識の向上ができたものが、大きな成果であると考えております。

また、いじめ発見のきっかけについて、児童・生徒のSOSの出し方とSOSをキャッチできる教職員等の資質向上や組織的な見守りの体制等について、いただいた意見をもとに教員の鋭敏な認知を推進したことが学級担任による発見、また中学校の学級担任以外の教員等による発見に繋がったというふうに考えております。

また、いじめられた児童・生徒の相談状況の改善についてです。小学校中学校ともに誰にも相談していないという児童・生徒が0%になったということ、これによっていじめられた児童・生徒に対する対応状況が充実したと考えております。この大きな3つの成果が挙げられたと考えています。

一方、今後の課題として大きく2点挙げております。

一つは、いじめの初期対応の組織的取組の徹底についてです。いじめには至らない、

からかいや嫌がらせの段階から、学年や生徒指導部会などで話し合い、組織的に初期対応策を検討し実践していくことが必要であると考えています。

もう一つは、児童・生徒の主体的な取組の更なる充実についてです。いじめをしない、させない、許さないのは、教師はもちろんですが、児童・生徒自らいじめをしない、いじめをさせない、いじめを許さないという毅然とした態度を取り、自ら SOS を出して周囲の人の力を借りながらいじめの芽を出させない力、周囲で起こっているいじめに気づく力を自ら身に付けて行く取組を充実させていくことが重要であると考えています。

そこで、令和 7、8 年度の 2 年間で、いじめ問題対策委員会の委員の皆様、いじめをしない、させない、許さない態度を育てる組織的な指導の充実についてご協議いただきたいと考えています。

ご協議をいただく前に、市立小・中学校のいじめの状況についてご説明をいたします。

まず、いじめの状況について、小学校のいじめの認知件数についてです。小学校のいじめの認知件数は、令和 3 年度をピークにして、このように推移をしております。

続いていじめ認知件数の推移、小学校のものです。国と比較するとポイントほぼ同等、都より低い状況になっています。

令和 4 年度に引き続いて、教員が軽微ないじめを見逃さないよう努めるとともに、認知したいじめは、それぞれについて組織的にいじめの解消に向けて対応を徹底しています。

続いていじめの認知件数の推移、中学校のものです。令和 5 年度のいじめで中学校のいじめの認知件数は、76 件で、令和 4 年度から 39 件増えているという結果になっています。

続いて、令和 5 年度の中学校の 1 校当たりのいじめの認知件数です。いじめの認知件数につきましては 6.9 件となっており、令和 4 年度から 3.6 件の増となっており、国や都と比べて低いという値になっています。いじめの認知件数は学年が上がるにつれて減少傾向にあります。アンケートによる認知が大変難しいという状況です。

府中市教育委員会では、この記述式アンケートの実施だけでなく、タブレット端末を活用した心の健康観察の実施など、積極的な認知の取組を推進しており、そうした取組の効果が令和 5 年度の増加に繋がっていると考えております。

学年別のいじめの認知件数についてです。国や都と同様に小学校低学年ではいじめの認知件数が増加するという傾向にあります。小学校低学年の児童は、感情のコントロールや他者とのコミュニケーション力、社会性が未発達なことから、いじめの行動が発生しやすくなると考えています。

また、低学年学齢期の衝動的に行われた行動がいじめの行動に繋がることもあり、いじめの認知件数の増加に繋がっていると考えています。

いじめの状況、いじめの解消しているものの割合についてです。令和5年度が小学校が84.8%で昨年度から4.6%の減、中学校は75%で昨年度から4.7%の増となっております。いじめの解消の判断は、いじめに係る行為が止んでいる状態が3か月継続していること、被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないことに基づき行われます。

本調査では1月から3月に発生したいじめは、いじめに係る行為がやんでいる状態が3か月継続していることに基づき、容易に解消と判断していないためこのような数値となっています。

いじめ発見のきっかけについてです。小学校中学校ともにアンケート調査によるものが一番多い結果になっています。小学校は次いで学級担任による気づきが多く、府中市いじめ防止対策推進条例の施行により意識が高まり、教員による認知が進んだと考えられます。中学校で担任以外の教員による発見が多いのは、教科担任制や部活動の顧問など学級担任以外の関わりが多いものであると考えています。

いじめの態様についてです。小学校中学校ともに「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の項目が多く、小学校では62.4%、中学校では77.6%となっています。他者を尊重する教育の充実が課題であると考えています。

また中学校では、「パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる」が9.2%となり増加しています。SNS 府中ルールや東京都教育委員会が作成しているGIGAワークブックの活用、セーフティ教室の注意喚起など情報モラル教育をより一層推進し、いじめの未然防止の徹底を図っていく必要があると考えています。

いじめられた児童・生徒の相談状況ですが、小学校中学校共に学級担任に相談が多く、次いで保護者や家族に相談が多いという状況です。中学校では学級担任に相談している割合が比較して12.4ポイント高くなっているということです。日頃から学級担任がコミュニケーションを取り、生徒からの信頼を得ているということが成果として出ているかと思っています。

府中市のいじめの現状をご覧いただいた上で、令和7年度の取組内容についてご意見をいただければと考えております。

まず取組の一つ目は、いじめをしない、させない、許さない態度を身につける指導の充実です。

まず、いじめ防止等に向けた取組について説明をします。府中市の4つの視点を生かした年間3回のいじめに関する授業をはじめとした、教育活動全体を通した指導の充実についてです。

府中第七小学校では、第5学年の児童を対象に、弁護士との連携によるいじめに関する授業を実施しました。誰にでもある人権を守るために、自ら行動を起こすことの大切さについて子ども一人ひとりが考えるという授業が行われていました。いじめは絶対に許されない行為であること、たとえ相手の子どもの言動に原因があるとしても、いじめ

を行う方法で対処してはいけないということを十分理解させるとともに、同じ言葉や行為に対して楽しいと感じる人もいれば、つらいと感じる人もいるなど、人によって感じ方が異なることなどについて、子ども同士が加害者、被害者、傍観者など、様々な立場から話し合い、考える授業を全ての学級で年間3回以上実施しています。この授業の充実に努めたいと考えています。そういうことを教師が意識して指導していけるように、年間3回のいじめに関する授業について、授業改善を進めていく必要があります。

その上で、府中市教育委員会が示しております教育課程編成におけるグランドデザインにある、4つの学びの視点を意識した授業改善を進め、いじめ未然防止の視点からもこの4つの視点「発見すること」、「対話すること」、「決定すること」、「表現すること」を重視した教育活動を展開したいと考えています。

次に取組の二つ目は、いじめの全件対応の徹底です。

まず、資料の6にもありますが、いじめの全件対応は、学校のいじめ対策委員会を核とした「嫌がらせやからかいの段階での組織」という機会の充実を図りたいと考えています。

次に小学校1年生から3年生までを対象としたエデュケーションアシスタントの活用を図り、いじめの未然防止、早期対応の徹底を図っていきたいと考えております。小学校第1学年から第3学年のいじめの認知件数が多いことから、いじめの早期対応、未然防止に向けて、小学1年生から3年生にエデュケーションアシスタントを配置し、学級担任との連携を深めていじめの未然防止、早期発見、そういった徹底を図っていきたいと考えています。

そして、「子ども発達支援センターはばたき」をはじめとした関係機関との連携の強化も、引き続き行っていきたいと考えています。いじめ対応に関わるこの関係諸機関の役割について理解促進を図る資料を作成し、教員に周知を図りたいと考えています。

子ども発達支援センターはばたきとの連携をさらに強化し、保健師と指導主事による学校訪問の実施や、相談体制の充実など、安定した学校、学級作りを支援していきたいと考えています。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談、児童相談所、児童民生委員、保護司および警察等の関係機関と連携した対応を引き続き行い、生活指導主任会でも関係機関の参加を呼びかけ、連携を強化していく研修会を実施していきたいと考えています。

続いて3点目、いじめ重大事態や対応困難な事案を発生させない組織的な対応の強化についてご説明いたします。

まず、学校いじめ対策委員会の組織力の強化についてです。学校いじめ対策委員会では、校内の情報をしっかりと一元管理をし、そして組織としてどの事案をいじめと認知するのかということについて徹底していきたいと考えています。また、いじめ重大事態や困難対応事案を発生させないための、事例検討をもとにした校内研修を充実させてい

きたいと考えています。そして、そのいじめ対応の取組が学校でどのように行われたかということについて、しっかりと評価改善をするという仕組みを、各校内にしっかり作っていききたいと考えています。

いじめの対応事例について、いじめ問題対策委員会で実際に対応策を検討し、周知をするということです。この後、いじめ問題対策委員会の第1回から第4回までの内容についてご提案をいたしますが、その中でいじめの具体的な事例について検討をしていただきたいと考えています。様々な視点から検討していただいたこのいじめの対応策についてまとめ、各学校でのいじめに関する研修においていじめの事例検討ができるような資料を作成したいと考えています。それをするによって、学校の組織的な充実を図っていききたいと考えています。

最後に、活用事例の発信を通じて、スクールロイヤー制度の活用力を強化したいと考えていることです。このスクールロイヤー制度ですが、いじめの困難解決になる事態を想定して、どんなことが学校として対応できるかという事前の対応相談を今行っています。

また、早期解決としては、学校の対応策の法的根拠について確認したり、法的視点からもっとよい方法はないか、具体的により良い対応策について検討したりしていただき、各学校にその相談をもとに対応を考えていただくということを行っています。これを引き続き強化していききたいと考えております。

今後のいじめ問題対策委員会についてということで、第1回から第4回まで、令和7年度から令和8年度までのいじめ問題対策委員会について、見通しを少しご説明できたらと思っています。

第1回目は今、令和5年度、6年度の取組の成果と課題についてご説明をしています。この2年間の指導内容について今後説明して、そして府中市のいじめの現状について説明をさせていただきました。その後、協議内容としては児童・生徒が主体となって取り組むいじめ防止に向けた活動についてご協議いただければと考えています。

2回目は、本市で発生しているいじめの具体的な事案についてご説明をした後に、どのようにスクールロイヤーを活用しているかという活用事例をご説明した後、本市で抱えているいじめ事例について検討していただきたいと考えています。その検討内容について各学校に周知を図り、研修資料として発出していききたいと考えています。

令和8年度に入りまして、第3回目は、令和7年度の取組の成果と課題をこちらで説明をさせていただいた後に、年間3回のいじめに関する授業の更なる充実に向けて実際の授業を本当に見ていただくということを予定しております。その中で、協議としては、いじめを許さない態度を育てるいじめに関する授業のあり方について、いろいろ皆様にご協議いただければと考えております。

最終回の第4回目は、令和7年度のいじめの現状、そして2年間の取組の成果と今後に向けて、いじめ対策委員会の成果と課題をまとめる会としたいと考えています。協議

としては、いじめを許さない態度を育てる組織的な指導の充実について、委員の皆様と一緒にこの2年間の取組をまとめていきたいと考えております。

以上、事務局から令和5年度、令和6年度の取組内容と今後の2年間に向けた取組についてご説明させていただきました。

【委員長】

詳細な説明をいただきまして、ありがとうございます。

中身が膨大でしたので、もしよろしければ、前半の方の部分で、皆さんからご質問やもうちょっと詳しく説明して欲しいなどがあれば、事務局の方との理解を深めたいと思っておりますがいかがでしょうか。

【委員】

この資料によりますと、いじめ発見のきっかけがアンケート調査などというのは結構な数字ですね。それは、少し前のページにあるタブレット端末を使ったアンケートが主なところかなと思うんですけども、いろんなところでもタブレット連携を聞くんですけど、具体的にどういう形で実施しているかというのをあまりイメージできてないところもあって、学校の教室の中でみんながいるところで入力しているのか、それとも誰にも見られない、例えば家に帰ってから書いて、その内容を基本的に誰にも知られないとか誰に知られるっていうことがわかった状態で書ける状態になっているのか、ということが気になります。というのはやはり、話をするのに勇気のいる内容を書かなきゃいけない事も多いと思うんですけども、それが誰に伝わるかわからない状態で書くってすごい不安だと思うんで、そこが、低学年の子であっても安心して参加してもらえるのか、そういうところがわかるとよろしいかなと。もしそのあたりの情報がありましたら教えていただけたら助かります。

【事務局】

アンケート実施については、各学校の実態に応じてとなるのですが、クラス全体で行っている学校もあれば、自宅でも入力していいよというふうにしている学校もあると把握しています。

いじめの認知についてアンケートによるものというのは、まず大きくは6月と11月と3学期に行う、いわゆる紙ベースのふれあい月間に行ういじめアンケート、こちらの把握が主になっております。心の健康観察については、原則的には月に1回程度以上タブレット端末で行っております。

実施については、学活の時間等を利用して実施する学校もあれば、例えばですが、長期休業中に配信をして家庭で取り組むということができるようにもなっております。先ほど委員がおっしゃいましたように、教室での記述は難しいお子さんもいらっしゃいま

すので、タブレット端末の場合には、いわゆる天気の状態で自分の心の状況を伝えることができるので、そういった面で子どもたちが自分の SOS を発信しやすくなるというようなメリットがあると捉えております。

資料 7 の表紙の裏、4 ページをご参照いただければと思いますが、自分が、どのような状況で悩みがあるのか、つらい思いをしているのかというのを、天気予報の晴れとか雲りとか、そういったものでぱっと入力して、本当に短時間に終わると思うんです。詳細を記入させる場ではありません。相談したいことがあるとか、そういったことだけを把握して、あとは個別にこのデータを見て、担任や先生方がその該当のお子さんを個別に呼んで細かいことを聞いていくということです。まず把握の段階だということは、この心の健康観察でご理解をいただければありがたいと思っております。ですから隣の子に見られてもあまり影響はないと、そういった状況だと思っています。

【委員】

後で呼ばれるということなんですけど、呼ばれる際にも、誰にも知らないところで呼ばれるというか、周りにわからないようにうまくできていて、ここで雨を選んじゃうと後で目立つことになるとか、そういう心配を全然しなくていいというのを、生徒さんたちもわかった状態でこれに参加できているということなのですね。わかりました。

【委員長】

他にはどうでしょうか。

【委員】

同じグラフ、いじめ発見のきっかけ、これについてお伺いします。府中の小学校ですと、本人からの訴えが都内小学校ともそれほど変わらないという状況ですが、これが中学校ですと、都内中学校に比べてかなり割合的には低くなってきて、他の児童・生徒からが都内の中学校より大幅に下になっているというところで、子どもたち自身からの声が出るということがやや少ないようにグラフ上は見えるのですが、例えば、声が出ないということではなくて、他からの認知がとても早いということなのか、それを分析しておられることがあれば教えていただければと思います。

【事務局】

記述式アンケートではなかなか中学校は生徒からの SOS が発信しにくいのではないかとこのところを課題に感じていますので、中学校の認知件数の少なさ等についても、今後この方法でいいのかということについては、もう少し方法を考えていきたいと考えています。

まず本人からの訴えがしづらいというのは、発達段階の中で中学生だからあり、だか

らこそ心の健康観察のような、教職員側が把握する仕組みを市としても推進していきたいと考えております。

また本市においては、担任以外の教員からの認知というのが少し多いのが現状です。これは部活動指導や生徒会活動等に関わる教員がしっかりと個々の状況を見てとっている状況があるというふうにも認識しております。こういった中で本人からの訴えがなくても周囲がしっかり気づけるような体制をこれからも推進してまいりたいというふうに考えております。

【委員長】

ありがとうございます。

私の方から、今のお二人の委員と重なる部分もあるんですけど、データのことを2、3お伺いしたいのですが、まず1点目は、いじめ発見のきっかけで、府中市の場合は中学校は特に担任が少なくて担任以外が多いわけですね。このところで本当に意地悪な言い方なんですけど、その担任が信頼されてないんじゃないかという見方がもしあるとすれば、そうじゃないよということをちょっと聞きたいところがあります。

それから、2つ目は、いじめ対策委員会の成果というところ、去年のデータなんですけれども、児童・生徒の相談状況で、小・中学校ともに誰にも相談してない0%というのがありました。事務局の説明ではこれは充実してるっていう見方もあるけれども、これはそうなんだろうかと、先ほどの説明で、特に小学校高学年の思春期の子どもたちはなかなか言いづらいところがある。悩んでいけばこそ言えないっていう部分がある。この0%の読み取りが、それでいいのかっていうことなんです。もうちょっと深読みすると別の視点が出てくるんじゃないか、そういうところをちょっと考えなくちゃいけないだろうなというふうに思っているところです。

それからもう1点は、教育長が説明されましたけど、タブレットの活用ってすごく良くて、これは質問とかじゃなくてなるほどと思ったんですけど、この心の天気図みたいに第一印象をぱっと自分の気持ちを表現して、その後で詳しく回答すると、より有効に働くんじゃないかというふうに思ってます、これがもしどこかデータの的なところがあれば、ちょっと教えてもらいたいということです。その3点でわかる範囲で教えていただければと思います。

【事務局】

学級担任が信頼されていないのではないかという質問がありましたが、このいじめ防止基本条例の制定による意識が高まって認知が進んできているというふうに思っております。初めは少し数値が低かったんですが、だんだんこの数字は上がってきていることは、教員による認知が進んだものと思われまので、引き続き意識の向上を図っていききたいというふうに考えてます。

0%がそれで良いのかというところですけど、本当に声を上げられているのか、上げることができていない子がいるんじゃないかというそういう思いを持ちながら、教員が対応していくということが、今後必要になってくるというふうに考えていますので、そういった意識を持つということ、教育もしっかりと伝えていくということも行っていきたいと考えています。

【事務局】

少し補足をさせていただければと思います。担任が信頼されていないんじゃないかというところなんですけれども、実は、いじめられた児童・生徒の相談状況からすると、都の平均を小中とも上回っている状況があります。ですので、認知が担任の方ができていない状況はあるのかもしれないんですけれども、相談先としては担任が非常に大事な役割を果たしているのではないかなというふうに感じております。また、誰にも相談していないという割合が0%ということで違う視点があるのではないかなというご指摘、大変ありがとうございます。

中学校においては、保護者や家族等に相談している割合が非常に多く、逆にこのままで良いのかというところ、ここがしっかり学校側に役割を果たすべきではないかという視点もあるのではないかなと思っております。

3点目の心の健康観察の効果については、我々も効果検証をしっかりすべきだなと思っております。昨年度末に教員向けではありますけれども、心の健康観察の効果に対する調査を行っております。その中でタブレット端末による心の健康観察が、いわゆる児童・生徒の心身の状態を把握するために有効だったかという質問に対して、90%以上の教員が有効だったと答えております。

またどういった点で有効だったかというところについては、いわゆる児童・生徒の心の状態を、担任だけではなく、管理職や生活指導主任、あと学年の教員等が即時に共有することができるであたりとか、児童・生徒が自分の不安や悩み等を表出しやすくなるというような回答を得ております。引き続き効果検証しながら、また改善をしていければなと思っております。

【委員長】

丁寧に説明いただきましてありがとうございます。

もしよろしければ委員に、0%というこの数値について、心理的な面とか、思春期の問題にあわせてご意見を賜るとありがたいなと思って、教えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

【委員】

先ほど、担任の先生が発見するのは比較的少ないけれど、いじめられた児童・生徒が

このグラフでは学級担任に相談というのが9割ということですよね。だから、先ほどそういう意味で役割を果たしてるんだっていうことで、本当に数字だけ見れば、いろんな調査をしてもやっぱり保護者に相談するっていうのがすごく多くて、なかなか担任とか先生方は少なかったですが、そういうふうになんて様相が変わってきたのかなと、好ましいとも思います。

ただ誰にも相談できないが0%というのは、ちょっとなんて言ってもいいかわからないところもあります。でも、少し改善できるように、周りに相談しやすくなったというふうに受け止めることもできるかもしれませんし、もうちょっと丁寧に見ていった方がいいなという感じもしますし、もうちょっと継続的に見ていくといいかなというふうに思っています。

【委員長】

この0%がやっぱり何かのサインの一つだという見方をしていただけるとありがたいなということでございます。

それからもう1点、先ほどご説明いただきました、タブレットの活用は非常に効果的だという話はその通りで、確かに今はタブレットだとか子どもの状況とかいろんな数字に表して、それを見ることが大事なんですけれども、子どもの顔を見たり授業で声をかけたり、様子を見てそれでちょっとこの子は丁寧に関わった方がいいなとかですね、そういうような数字に表れない、あるいは言葉で言えないような感覚も持って欲しいんですね。これはやっぱり大事なことで、何でも数字でやられてポイントが高くなったから先生効果的な指導しましたねとか、下がっているから先生駄目じゃないですかという、そういう論理にはいたらないんじゃないかという気がするんですね。そういう教育の持っている数字に表れないもの、非認知的な見方とか、そういうものをもっと大事にした子どもとの関わりがあると思うので、先生方のおっしゃっていただいた分析をする中で、そういう数字に表れない面も視点に入れてちょっと見ていただけるとありがたいなというふうに思っています。

それをなぜ申しあげるかというと、今年と来年、府中市教育委員会はこのプログラムの中で、授業参観とか授業について非常に重視されていますよね。これはすごく大事なことで、やっぱり学校は教師も子どもたちも授業が一つのポイントですので、授業の部分をどう見るかっていうところがやっぱり重要なことであるだろうという気がするんですね。

次はデータのところで、令和7年度の取組状況で、いじめをしないさせない許さない、そういった指導をしていこうという府中市の取組の流れの説明がされました。これについて委員の皆さんからいろいろご指摘があり、あるいはこういう方向を考えたらいいんじゃないかという具体策などについて教えていただければと思っています。

【委員】

スクールロイヤーを活用したりしていろいろ熱心に取り組んでらっしゃるということで、とてもいいなというふうに思いました。子どもの人権ということも、最近注目されていますので、私も弁護士さんたちと一緒に行動することがすごく増えてるんですけども、SOSを出せる力をつけるとか、あるいはそういう態度を身に着けるといふ、しないさせない許さないってということなんですけども、この授業は結構トップダウン的な感じなんですか。こういうことが大事だよね、人権って大事だよねとか、何にでも人権があるよねとか、そういう感じなのか、それとも、子どもたちにすごく考えさせて子どもたちの意見をまとめていくような感じなのか。つまり、前にいじめの調査をしたときに、なぜいじめが起きるのかと子どもたちに聞いたら、やっぱり子どもたち同士がお互いを大切に思っていないからだというのが多かったのですね。そういう意識を持ちながらなかなかお互いを大切にできないところがあって、どういうところが大切にしていなか気が付かせて、いじめをしないさせない許さない態度を醸成していくことがすごく大事だと思って、何か正しいことを伝えるということよりも、子どもたちの意識を調べながらやっていくことが大事かなと思っているんですが、この授業がどんな雰囲気なのか少し教えていただけますでしょうか。

【事務局】

実際に事例の小学校に行って参加をしてまいりましたが、弁護士の先生が子どもたちにしっかりと人権とはどんなものかと思うとか、子どもたちに発言をさせながら、子どもたちの意見をたくさん聞きながら、なるほどと共感的に聞いて受け止めていただきながら、まとめていくという授業が展開されていました。大事なことを伝えるねっていうところでは、スライドを表示されて大切なことを弁護士としてということでお話をされていたというのが印象に残っている授業でした。その後子どもたちがこのお話を聞いて自分はどんなことを考えたんだろうかというのを教室でワークシートを書きまとめる、そしてそれを発表するというところまで広げられていました。

【委員】

例えば子どもたちの振り返りとか、子どもたちの気がついたことをまとめたものもあるのでしょうか。

【事務局】

担任の先生から見せていただきました。子どもたちは弁護士の先生から聞いて、いじめは絶対良くないと思いましたという意見もありましたが、自分の経験を通して自分はなかなか友達が嫌がらせされているときに止めることができなかったのも、次からは絶対止めたいとか、今後に向けての思いも書かれているということが、この授業の効果で

あるし、いじめは法的にも絶対にしてはいけないことなんだということを今日学びました、おうちでお話し合いたいです、という感想もありましたので、子どもたちはまた別の視点から学びを得たのではないかと考えております。

【委員長】

この授業に関してはどうでしょうか？今の委員と重ねるところなんですけども、5年生は子どもの数は何人ぐらいで、今の話ですと、終わってから授業で、教室へ帰ってから振り返りましたって話も伺ったんですが、写真だけ見ると、体育館の中でやった感じで、5年生いっぺんでということですかね。

【事務局】

その通りです。5年生2クラス、体育館に集まっての授業でした。

【委員長】

もしよろしければ、弁護士のお二人の先生からもちっと解説をいただけるとありがたいんですけど。

【委員】

私も多摩地域の小学校中学校で、最近ちょっと少ないですが、時々いじめ防止授業をやらせていただくことがありまして、ここに映っているのは確かに体育館での一斉授業という、学校側の要望で多分そうになっているかと思います。どちらかというクラス別にやることの方がおそらく多いんじゃないかと思います。これは私の感想になってしまいますけれども、特に意見を求めて、どういうのがいじめに当たるのかなとか、いじめられている子がいるときに、周りの子はどんなことができるかなみたいな質問をして答えてもらうときに、一斉授業だと、なかなか反応が出にくい。やっぱり30人ぐらいのところでやった方が、普段のクラス教室でやりますし、知っている中の教室での意見が出やすいので、私はクラス別の方がやりやすかったりはするんですけども。先ほど、多分トップダウンな感じなんだろうかっていう話が、先生からご質問あったと思うんですけど、どちらかという、みんなで考えていこうっていう部分が大きいのかなとは思いますが、最初にあった、いじめが絶対許されないっていう部分について、私が授業やるときはどういう場合が許されるかなみたいなそういう聞き方をして、許される場合もあるみたいなふうに考えてる生徒さんも結構多いんですけど、でもそれは授業をやった結果、どんな理由があっても駄目ですねっていう話に、そこを結論として言うんですけども、なかなかそうは言っても、そういうやられるようなことをしたあいつが悪いっていう意見が残っているなって感じることもあり、そこはどうしてもトップダウンなっちゃうと思いますけれども、基本的には皆さんで考えましょうという方法になってい

ると思います。

【委員長】

いわゆる対話型の授業ということですね。

ほかに何かこの件でありますか。

【委員】

国立市では子どもの権利授業というのをさせていただいて、国立市ではスクールバディという制度があってその導入の部分でちょっとお話をするというような授業を担当させていただいております。そもそもいじめを予防するといったときに、個人個人がそれぞれが大切な主体であるし、それぞれ違う個性を持っていて、それぞれを尊重し合って、自分は保障されながら生きていくという、そこを身に付けてもらうというのが、教育の中でとても大事だと思うんですけども、それについて少しなりとも子どもたちにイメージをつけてもらうというところが、大事なな思っております。ただ、どうしてもこのような集中授業のような形ですと、座学となりがちというところがございまして、それを一つのきっかけとして、その後の授業展開の中で深めていただけると大変よいのかなというふうに思っております。

【委員長】

二人の弁護士の先生から今ご説明があったんですけど、そういう意味での事務局で補足とかお気づきの点はございますでしょうか？

【指導室長】

様々なご意見ありがとうございます。やはりいじめというものについては、まずどういう行為がいじめなのかというところは、きちんと子どもたちには理解させなきゃいけない。そういう行為がいじめだと頭でわかっているけれども、先ほど委員からもあったように、どうしてもやってしまったりというところを、どうやったらそれをやらないように済むのかというのは、子どもとして考えなきゃいけないという場面があると思います。

年3回以上、このいじめに関する授業をやりますので、そういう知識的な部分のところもちろん教えつつも、子どもたち同士でどういう行為がいじめなのか、どうやったらそれをやめさせることができるのかというのを、道徳とか特別活動など様々な教科等を通じて、きちんと指導していく必要があるというふうに考えております。

【委員長】

今の意見について、何かご意見等ございますでしょうか。

【委員】

弁護士等と連携したということでしたが、この授業はスクールロイヤーの方にやっていただくというよりは、例えば担任の先生とか学年の先生が入って一緒にやっているという、授業形態はそういうたてつけでいいでしょうか。

【事務局】

おっしゃる通り授業の主担当は担任が行っておりました。あと、弁護士の先生の説明について何か質問がある人いますかって言ったり、子どもたちが意見を言いたそうになってるときにはマイクを回して質問をさせたりとか、先生からもまた子どもたちから上がったことを、具体的に今までの学習の中でこういった意見があるんですが、先生いかがですかという質問をしたりと、子どもたちの意見をまとめたり、子どもたちの意見を代表して質問をしたり、子どもたちの発言を促したりという姿がありました。

【委員】

確かにそうやってチームでやることってすごく必要で、子どもたちは毎日学校で暮らしているので、このスポット的な授業とそれがいかに日常の中で、また先生たちがそのことを観察していただけるかっていうことがすごく大事だろうと思うので、年間3回やるだけでもすごく大変なことだと思いますけど、その日常の中で、またそれが折に触れていろいろ子どもたちに考えさせるような声かけができていくと、だいぶ定着していくのかなと思っております。

【委員長】

私もこの授業はすごく大事に思っていてまして、今年度授業の方法とか子どもが主体的に学ぶということで、どういうふうに考えるかっていう構造化してみると、すごく現場の先生の役に立つんじゃないかなというふうに思っています。

先ほど指導室長もおっしゃいましたけれども、他の教科への広がり、道徳とか特別活動とか学校行事とか、そういうふうにいじめが授業の核になって子どもたちの生活の安心した状況を作るとかですね、そういうことに繋げていくんじゃないかというふうに思っています。すごくいい取組をされていて、これは今後どれぐらい広げていくとか、何校ベースとか計画とかそういうことございますか。

【事務局】

年3回の授業を、いじめ防止の授業を含めて他教科等にも広げていく取組というのは、既に全ての学校で行われていることですので、こちらについてはこれで終わりというわけではなく、この中身の充実、特に委員長の方から特にこの4つの視点が

いじめに関する授業で、どこをどういうふうにした視点の切り口で見られるのかというところにつきましては、新たな視点をいただきました。こういったところも踏まえながら、引き続き市内全ての学校でこちら取組というのを充実していくというところと考えております。

【委員長】

他に補足ありますか。これについてはですね、今いろいろ議論がされましたように、率直に申しあげますけど、やっぱり専門家の先生っていうかですね、弁護士の先生や臨床心理士の先生を交えた形で道德とか特別活動、学級活動の授業が広がってもらうとありがたいと思ってるんですね。すると全く視点が違ってくるので、生徒たちが考える目線が変わってくるわけですね。そういうのをちょっと予算的にもかかるかもしれませんが、できれば理想的に言えば、府中市内の5、6年生、中学2年生ぐらいをターゲットにして、全クラスでやってもらいたいという気がするんですね。教育課程上大変かもしれませんが、やっぱりそれぐらい踏み込まないと、予防的な対策ってなかなかかなりにくいところがある。

確かに行政の政策としてモデル授業としてやるって非常に効果的なんですけど、それをできたら幅を広げていただければ、これは検討課題として、今ご検討いただけるようなことを、お話がございましたけれども、そういう動きをしていただけるとこれを具体化するんじゃないかというふうに思ってます、ぜひここに教育の目よりも弁護士の先生方の法の目、それからスクールソーシャルワーカーとかですね、心理相談とかそういう人たちから見るとすごく効果的だと思います。実際に私も他の区市でいくつか経験させてもらってるんですけども、生徒たちの目の色が違うんですね。例えばですけど、ある弁護士の先生は、弁護士バッチを見ていただいて、これはどういう意味かわかるよねって言ったらそれはやっぱり中学生が知ってるんですね。秤になってると、均等になってバランスを取るのだというような話もして、普段教育ではみれない視点というのを描くわけですので、そういう点をやっていただけると、生徒が主体的に取り組むっていう防止策に非常になるんじゃないかというふうに思って、理解したところです。弁護士の先生、何かございますか。

【委員】

戻ってしまうんですけども、資料3の最後に、自らSOSを出せる力とそのいじめに気づく力の2つが書かれていて、授業でも、いじめられている子の周りの子たちがどんなことをできるかなっていう話を結構大事な話としてよくしています。いじめられている当の本人はなかなか弱っていますのでSOSを出すのも大変だから、周りの人の力が大切なんですよという話をいつもして、なので、自らSOSを出せる力ももちろん大事なんですけれども、それよりも周りの子がいじめに気づいたり、あるいはいじめてられ

ている子に何ができるのか、ということを大事にしていました。

それは先ほどの今日のお話にもいろいろあった早期のからかいの段階とかで発見するっていう話にも繋がると思う。というのも、特に学年が上がってくると初期の段階でその被害を申告するのが恥ずかしかったり、プライドの問題があったりするので、本人がなかなか言い出せないことが多いと。そうするとやっぱり、それは誰が何とかするんだって言ったら周りの子たちですよ、というふうになる、そういう意味でも大事なのではないのかなと思いました。

【委員長】

特に周りの子どもの気づきとかですね、そういうご指摘でございました。ありがとうございます。ほかに、いかがでしょうか。

【委員】

先ほど少し申しあげましたが、国立市でスクールバディという制度があります。そもそも子どもたち自身はいじめが起きていることをある程度わかってるんですね。一番小さいからかいとかそういうような段階のところで、当然のことながら近くで起きているわけなので、大体認識しています。ただそれを大人に伝えるということができていないという状況なので、それをどうやったら伝えられるのか、それは逆に言うと、大人が信頼されていないと難しいというところがあるので、先生と児童・生徒との間の信頼関係がとても大事になるというのが一つあります。

それから、周りの子どもたちがいじめからかいというようなものを見聞きしたときにどう振る舞うかということで、やはりいじめが早期の段階で終わっていくか、それとも増長していくのかということが決まっていくわけなので、まさにそういう意味では雰囲気というのも、子どもたち本人が、本人同士というんですかね、が1番は防止する力というものを持っている。子どもたち自身が持っている力というのを信じて、そしてそれをどのように花開かせるというか、行動に移してもらえるのかということについて、どういうサポートがあればそういうことができるかなということで、国立市さんはそういう意味では、スクールバディという制度を作ってやってますし、例えば国分寺市さんの方は毎年いじめ予防について、いじめ防止についての児童・生徒会フォーラムというのを、毎年、各公立小・中学校の代表の方々が参加して、先進的な取組と言いますか、そういったことについて発表し合ってそれぞれ持ち帰って参考にしてというような形で、児童・生徒が主体的に取り組む枠組みという部分を作るようにしていると。ぜひそういうようなことも府中市でもやっていけたらいいなと思います。

【委員長】

今、お話があった件、何かコメントございますか。

今私も伺っていて、おっしゃっていただいたように信頼関係の大切さって非常にベースになるので、ここをどう作るかっていう、これは我々が、先ほど教育長から諮問いただいた中にも関わると思うんですけど、そういった子どもの主体性を育む中で、やっぱり信頼関係がなかったら伸びないというところがあるので、そういう部分も見る必要があると教えていただきました。もう一つは主体的な取組というようなことも話をいただいているんですけども、具体的にいろんな発表会をすとかですね、そういう企画をすというようなことがありましたけど、私もあるところで聞きましたら、特別活動の授業でいじめの授業を一斉にやってるっていう市がございます。

皆さん、お聞きでしょうかね。ちょっと他の市のことを言うのはいけないかもしれませんが、他市では、各学校に年1回学級活動で、特別活動やりなさいっていうことを教育委員会でもプログラムを作って、各学校やっていて、その中でやっぱりいじめの対策なんかを取り組んでる学級があるというふうに聞いてます。そういう中で、ある程度枠組みを作りながら子どもが主体的にそこで考えるという場面を作っている、そういったところが今、委員がおっしゃったように主体的な取組を組織的にどうするかというと、ある程度やっぱり仕切ってあげないと、今はなかなか難しいかなというところがあると思うんですね。一緒にご示唆をいただいた気がいたします。

ほかに、ご指摘いただけたらありがたいんですが。

【委員】

今、仕掛けを作るっていうご発言が委員長からあって、本当にそうだなと思うんですね。ちょっとこの資料から離れるかもしれませんが、今私が関わっているような小学生のケースなんかでも、なかなか自分がいじめられてるっていうことをうまく担任の先生に言えないし、周りの子にも言えないんですね。なぜかっていうと、やっぱり話しているところを誰かに見られたらどうしようとかですね、いろんな神経が働いて意外と目の前にいる先生に言えなかったりするんですね。でも私も、その子とを話して校長先生に言いに行こうとかって言うんですけど、でもちょっと校長先生にどうやって言いに行けばいいのかとか言って、なかなかハードルが高くなっていくんですね。

ですから、校長先生たちも自ら学期の始めに、ちゃんと情報発信していこうとおっしゃってますが、もちろん SOS を出せるとか出せる力とかを育てることが大事なんですけども、それと同時にやっぱり学校の風土とかそういうのを仕掛けとかですね、それをちょっと工夫しておかないとなかなか子どもっていうのはいろんな神経が働いてそう簡単には言わないというところもありますので、仕掛け作りというか構造化というかそういうところもぜひやっていただけたらなというふうにいつも思っております。

【委員長】

今、国の方でも心プランみたいな部分を作っていて、こども家庭庁でしたかね、ああ

いう動きの中で、やっぱりいじめ対策だとか学校の先生たちに対して先生のご専門の立場から、子どもの心を耕すっていうかゆっくり耕していく上で、こういう点が今求められているんですよという点があったらちょっと抽象的な質問で申し訳ないんだけど、ちょっとご指摘していただけたらありがたいんですが。

【委員】

例えば心プランを出す前の段階にいろんなエビデンスを出すときに、子どもの特徴ですね、例えばその子に発達障害があるとか感覚過敏があるとか、あるいは少しトラウマを抱えてるとか、いじめによるトラブルとか、そのこのところはその子自身の問題なので変えることができない。しかしやっぱり学校の学級の風土とか先生の問いかけとか話しかけとか、そういうところは変えることができる。また、子ども自身の非認知能力とか、メタ認知とか、そういうものを調整することができてそのあたりのところで、一番最初に言った個人の要因というのは、なかなかそこを責めたりすることはできないけれども、後半のそういう風土が子どもたちがこれから育っていくかもしれないメタ認知とかそういうものは調整することでできるんだ、そういうようなことがあって心プランが出てきてますよね。

だから、SOS の出し方とか、そういう教育をして耕していくんだというのは、最後の方のメタ認知とかそういう子どもたちの力を、社会的な力を育てていくっていうこともすごくいいなと思うので、あとはやっぱりその真ん中の学校の風土とか雰囲気作りっていうのもすごく大事だと思っていますので、これは不登校もそうなんですけれども、仕組み作りはすごく大事にしてほしいなと思います。

一点だけ、最近やっぱりいじめ問題で先生方もお忙しいので、事情を聞こうと思うといじめられてる子といじめたと言われている子を一緒に集めて話を聞くっていうことが結構あるんですね。あれが結構きついですよね。1対5とかになってしまうこともあるので、だからその辺りの教員研修っていうのも、やってますけれども、さらに常にやっていった方がいいなというふうにちょっと思っています。

【委員長】

今、ご専門の立場から子どもの主体的な取組とは何でしょうかということを、非常に具体的にいいご指摘をいただきました。

事務局の説明にありました、四つのステップがありますよね。これは非常に構造化されていて、これができれば非常に良いプランだと思います。他の市でもいじめ対策をいろいろやってるんですけど、こういうふうに具体的に年度をかけてロードマップを作って、しっかり教育論に基づいてやってらっしゃるっていうのは珍しくて、非常によくやってらっしゃるんですね。こういうステップを踏んでいただけると、本市が目指している子どもが主体的に取り組むいじめ対策は非常に効果的に推進するんじゃないかという

ふうにして見えていました。

何か皆さんの方で何か付け加えるとか、コメントございますでしょうか。

それでは私の方からすいません、2点ばかりちょっと教えていただきたいんですが、この取組の中でですね、パワーポイントの中でエデュケーションアシスタントっていうことありましたですね。これについて詳しく教えてもらいたいことと、これを1年から3年までの部分にこれで当てるっていうことだったんですけど、それを具体的な運用などをちょっと教えてもらいたいということが一つと、もう一つちょっと話題になりましたけれども、いじめの対策委員会、これは学校の対策委員会のことを指してますよね。学校の対策委員会はどの程度機能しているかということだとか、学校でどれぐらいの段階でどういうメンバーでやってるかっていうことがわかればちょっと教えていただきたいということです。

それから三つ目、もう一つあるけど、スクールロイヤーの活用ということはすごく大事ですので、とにかくこの件は弁護士の委員がこれに詳しいと思いますので私の方でお聞きしたいんですけど、この3つの点について事務局でやってらっしゃることがあれば教えていただきたいと思って質問させていただきました。

【事務局】

1点目のエデュケーションアシスタントにつきましては、府中市の場合は今年度から22校全ての小学校に配置しております。大規模校の第一小学校、第二小学校につきましては2名配置しております。1年生から3年生の中の特定学年に配置することになっており、東京都の補助要項上、学年をまたぐのは不可なので、2年生は2年生で1年間副担任に相当として配置するというふうになっております。各学校の方で1・2・3年生いずれの学年にあてるかというのは学校判断でやっていただいております。当然学年の落ち着きなどを見ながら、学校の方ではやはり担任だけではまた学年集団だけはなかなか見られない部分について、第三者の目、プラスαの目で見てもらえるようにというものです。1点目は以上です。

【委員長】

これは都の事業ですか。

【事務局】

はい。都の補助金を使っていますが、市で雇用している事業でございます。

【委員長】

資格はどういう資格ですか？

【事務局】

都も特段資格を問うていないので、私どもとしても設定はしておりません。

【委員長】

なるほど。わかりました。ありがとうございます。

【事務局】

学校のいじめ対策委員会ですが、学校いじめ対策委員会のメンバーとしては基本的には管理職、各生活指導主任、学年主任と学級担任、スクールカウンセラーや養護教諭が入るということになってます。適宜学年の教員が入ったり、また学校に来ている講師の先生に入っていただいたりということも対応をしております。頻度については、週1回開いてるっていうところは非常に多くなっていると感じています。週1回この部会と、部会が終わった後にいじめ問題対策委員会を開いて情報を共有するという学校が増えてきていると把握しています。

【委員長】

週1回ってすごく大事なことで、あってもなくても開催する、大事なことだと思うんですね。そして、まず対策委員会ってどうしても組織ですので、非常に組織だってやるっていう言い方が全面に出るんですけど、いじめ対応はご存知のように日常で見てもちょっと難しいかなという状況だというときに、職員が喋ることが大事なことだと思ったんですね。会議としてではないんだけど、経験年数の若い先生がうちのクラスは困ったなとかいうことをちょっと喋るような、そういう部分を大事にして、この組織立っていうのを作っていただけるとありがたいなというふうに思っております。

それからスクールロイヤーの制度的なことを、中身を教えていただけるとありがたいんですけど。

【事務局】

スクールロイヤーにつきましては、本市は令和5年度から弁護士を配置しております。枠組みとしては、文科省が推進するようと言っていることを踏まえている部分もありますが、都の補助制度等もなく市の事業としてやっております。本市としては月1回定例の相談日を設けている他、メールや電話などでも相談を受け付けていただいておりますので、その都度、事案が発生するたびにレスポンスをいただきながら、学校対応についての助言をいただいている状況です。

【委員長】

今の件について弁護士の知見を教えてくださいたいと思っております。

【委員】

先ほどご説明くださいました内容からしますと、学校から上がってくる事案を取捨選択をし、教育委員会の方がスクールロイヤーの方にご相談になられるということですね。

【事務局】

まず指導主事に連絡、相談してくださいとしております。そこからスクールロイヤーに相談する内容なのかどうかというところは、案件を調べながら確認しています。

【委員】

指導主事を通じて申し込みされてという制度かなというふうに思っておりますけれども、各校ができるだけ早く指導主事へ報告相談をしてもらい、そして指導主事の方でもやはり一件一件ケースというのは違いますし、対応ポイントというのも似ている部分もありますけれども違う部分もあるので、できるだけ早い段階でスクールロイヤーを活用いただいて、助言をもらうとまた一つ参考になると思います。もちろん現場でも管理職の先生方、校長先生副校長先生のこれまでのご経験で保護者対応などでとてもきちんとやっていただけていることがほとんどなんですけれども、その際にでも法的な後ろ盾があると安心して対応できるということもありますし、激化を防ぐことができる場合がありますので、できるだけ早くということを現場にもぜひ言うていただくのがいいかなと思っております。

【委員長】

ご専門の立場でご説明いただきましてありがとうございます。
ほかにありますか。

【事務局】

スクールロイヤーにつきましては、相談事項をある程度整理していますが、毎月校長会を行うなかで、法的助言をいただくことで学校対応に自信がつくことを伝えたいと、積極的に使ってくださいということは我々からご提案しています。また学校がスクールロイヤーに相談したいですと言わなくても、我々が相談を受けるなかで、これはスクールロイヤーに相談した方がいいという案件については、学校を挟まずに我々から相談しており、最大限活用しながらこれからも運用していきます。

【委員長】

非常にいい活用方法ができていて、私は校長先生方の立場からもあるいは教育委員会

の立場からも、直接法律の専門家に相談することはすごく有益だと思うんですね。ぜひそのことを拡大していただけるとありがたいなというふうに思ってます。

それから1点だけ、私の方で先ほどエデュケーションアシスタントの件でよくわかったんですけど、これについての予防策で申しあげたいのは、特にそういう方が学級担任のそばに付いていてということで、全ての学校についてありがたいことなんですけれども、その担任の先生はそれに頼っちゃいけないっていうことですね。これすごく大事なことで、小学校の方が気になるのは1・2年生ぐらいの子どもってやっぱり担任の先生との愛着度ってすごく高いですので、信頼が高いわけですね。それが分散されると、非常にこの学級上というか、その子どもの発達上の所にマイナス面の大きい気がするので、人がいれば教育が高まるという論理ではないっていうこともちょっと理解しながら、うまく活用する、そこを模索していただければありがたいです。簡単に言うと、22校全てに配置してあれば、効果的があったり、それから課題とかいくつか事例を集めて、ぜひ検討して見ていただければというふうに思います。

都から配置されて、丸投げにならないようにですね、よくフォローしてみたいですねとありがたいなと思って、教師の専門性というか担任の先生の専門性、これをもっと大事にしたいので、そこの兼ね合いをちょっと考えていただければありがたいという意味で申しあげさせていただきました。

意見を申しあげることたくさんあるんですけど、最後に、ちょっと議論しておきたいんですが、このペーパーの中で6のところに、今後のいじめ対策委員会の案ということで1回から4回までを示していただきました。これについて弁護士の先生にですね、これについてはこういう点が大事ですよ、とかあるいはこういうふうに進めて欲しいですよ、とかいうふうなご助言がいただけるとありがたいと思いますので、ご指摘をいただければというふうに思ってますが、いかがでございませうでしょうか。

【委員】

次回以降の予定についてというお話で、第2回のところで府中市で発生したいじめに関する具体的な対応事案ってというのは、これは現在発生中のというよりは過去にこういうケースがあってこういう対応をされましたっていうお話なのかなということでしょうか。そういうのは毎回あってもいいなと思ったのと、あと重大事態が発生した場合はこちらでという話は先ほど伺いましたが、そこまでいなくても現にこういう事案が発生していてこういう対応をしているという話は、もし伺ってよろしければ、伺えたらなというふうには思っています。

【委員長】

今の話で、何かあれば教えていただきたいと思います。

【事務局】

今まで起こった事案について考えておりますが、今後に向けて各学校にそういう対応事例、こういう視点や対応の仕方があるんだ、こういった対応をしなくちゃいけないんだということが発信できるようにと考えておりますので、そういった視点もご意見をいただき、各学校に示していけるようなご協議をいただければと考えているところです。

【委員長】

はい、どうもありがとうございました。お願いします。

【委員】

私も不案内なので、この会議、それぞれのところのテーマを設定して、報告を待つか、完結させるというところなのか確認したいと思います。例えば今日、協議事項というふうになっております児童・生徒が主体となって取り組むという方針に向けた活動というのが、今日の協議だけで答申にできるんだろうかっていうのがちょっとよくわかりかねたので、そこのところは第4回のところでまとめて審議することなのか、同時並行的になるかもしれないんですけど、第2回のところとかでも随時お話し合いをしていくというのか、つまり、今お話しても令和8年度の終わりとなるとまた忘れてしまうようなので、ちょっとそういうところは工夫していただけると助かるなと思いました。

【事務局】

案内が足りておらず申し訳ありません。この委員会につきましては教育委員会定例会の中でも、諮問事項を決定するにあたって説明をしておりますが、その説明といたしましてはこの4回を通じて、様々ご議論いただいたご意見をしっかり学校の方に伝えていく、都度学校の方に伝えていくということで、何か計画物を作るわけではありませんから、答申という形ではなくてこの議論を我々の方でまとめさせていただいて、リーフレット等を作った上で学校の方に周知しております。都度都度なので、2年後に今日の議論をまた振り返ってと言うことは決してありませんので一回一回議論いただいたものを我々としてまとめてまいります。それを答申という形で、最後は4回にわたって議論いただいたことを箇条書き等で一旦はまとめるかもしれませんが、振り返っていただく必要はございませんので、我々としてしっかり都度受け止めさせていただければと考えております。

【委員長】

今の質問、今日の協議のところでいじめ問題に向けた活動、これがベースになってずっと積み重なっていくっていう考え方ですね。次の研修資料の発出予定とかそういう対応事例もできるし、スクールロイヤーの事例も活用できていくと。そして授業参加を

通していじめに関するその授業のあり方を追求しながら、いじめを許さない態度を育て、そして最終的には組織的な指導に繋がる。そういう構造だと思うんですね。この構造はですね、教育委員会はとってもよくできていて、よくいじめの構造がよく描かれていらっしゃるなというふうに思っています。

それでは私の方から今も申しあげたことなんですけれども、4回のプログラムを作られていてですね、教育委員会としていじめをしないさせない許さないというそういった組織作り、やっぱりいじめ問題というのは予防がすごく大事です。

この4回のプログラムというのは、これから我々議論する中で深めていただいて、また事務局の話にもありましたようにこれをまとめて各学校にある程度きちっと提案をしていただいて先生方にも考えていただき、自分なりに焼き直していただいて、先生なりに読み込んでいただいて、子どもに生かしていただけるとありがたいというふうに思っているところです。

これで事務局の方にお返しします。

【事務局】

皆さん様々なご議論いただきましてありがとうございます。

次第として9番で、協議の児童・生徒が主体となってくるいじめ防止に向けた活動につきましては、様々な今の議論の中でもお答えいただいた部分もございますので、この議題については、割愛をさせていただければなというふうに考えております。

次第の10番その他といたしまして、1点ちょっとお諮りをさせていただきたいと思っております。先ほど説明において触れさせていただきましたが、いわゆる28条調査を実施する場合には、本委員会の調査部会を設置することができるというふうにされておりますが、その調査すべき事案が発生した場合には、改めて本委員会を開催するという時間的余裕がないことから、設置することの可否につきまして、委員長にご一任のような形を考えております。

なお調査部会の委員につきましては、個別に委員に打診させていただきますが、規定といたしましては、委員長の指名による委員構成および部会長の組織ということになっておりますので、その点についてまず設置の可否について、委員長にご一任いただけないかなというふうに考えています。以上です。

【委員長】

事務局から提案なんですけど、委員の皆さんよろしいでしょうか？

今のお話承りましたので、よろしく願いいたします。

【事務局】

議題としては以上になりますので、委員の皆さまの方から特段ございませんでした

ら、終了とさせていただきます

【委員長】

これで第1回の本年度のいじめ対策委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。